

## 第85号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

附則第7項中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第8項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

附則第16項中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第12条並びに附則第7項及び第8項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

##### （事業税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第16項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。